

「手をつなぐおたすけプラン」暮らしの内容は  
こちらをご確認ください！  
お申し込みも可能です。  
携帯電話・パソコンから  
ご覧いただけます。



### お申込になる前にご確認ください。

●ご加入される保険契約がお客さまのご希望にそった内容になっていること、特に重要な事項の欄に正しく告知いただいていることなどを確認させていただくためのものです。ご不明点がございましたら、取扱代理店またはキャピタル損害保険へお問い合わせください。

#### 【ご加入内容チェック欄】

1. 保険商品がお客さまのご希望にそった内容となっていることをご確認ください。

保険金お支払い事由  保険期間(保険のご契約期間)  保険料  保険金額

2. お申込み内容の告知もれや告知誤りがないかご確認ください

以下の項目は保険料を正しく算出したり、保険金をお支払いする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください。

「生年月日」「性別」は正しく告知されていますか

「他の保険契約」欄は正しく告知いただいていますか

「健康状態に関する告知」については告知の重要性をご確認・ご理解いただいたうえで正しく告知いただいていますか

特別な条件(支払対象外条件)付でご契約の場合、条件を確認し同意いただけましたか

保険金額(ご契約金額)は年収の1/12の60%の範囲内となっていますか

3. 契約概要のご説明および注意喚起情報のご説明はご確認いただけましたか。

以下の項目は保険料を正しく算出したり、保険金をお支払いする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください。

ご契約に際しては「主な支払対象外事由」などお客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が書かれておりますので必ずご確認ください。

●保険金のお支払い方法など重要な事項は、WEB(専用サイト)に掲載の「重要事項等説明書」をご参照ください。

●「手をつなぐおたすけプラン」暮らしは葬祭費用等補償特約付き団体長期障害所得補償保険の愛称です。

●このパンフレットは団体長期障害所得補償保険の概要をご紹介します。詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。ご契約手続き、保険金のお支払い条件、その他ご不明な点がございましたら取扱代理店またはキャピタル損害保険にご照会ください。

●取扱代理店はキャピタル損害保険との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、キャピタル損害保険と直接契約されたものとなります。

◆当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会に解決の申し立てを行なうことができます。

### 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

☎0570-022808 [ナビダイヤル] 受付時間：平日9:15～17:00(土日祝日を除く)

※詳しくは日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

### ご不明の点がございましたら下記取扱代理店または引受保険会社へお問い合わせください

〈取扱代理店〉

#### 一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-17-6

第三和幸ビル2F-C

TEL 03-5358-9274 FAX 03-5358-9275 担当：中澤・田邊

受付時間：平日の午前10時～午後6時(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

〈引受保険会社(幹事)〉

#### キャピタル損害保険株式会社

〒102-0073 東京都千代田区九段北一丁目8番10号 住友不動産九段ビル11階

TEL 03-5276-5602 FAX 03-5276-5609 担当：阪東

〈引受保険会社(非幹事)〉

#### 損害保険ジャパン株式会社

医療・福祉開発部第二課 担当：阿部

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL.03-3349-5137 FAX.03-6388-0154 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

公式ウェブサイト https://www.sompo-japan.co.jp/

2023年6月29日作成 Ha407-23-0079

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 会員の皆さまへ  
手をつなぐおたすけプランは全国各地にある各区市町村等の育成会の会員と  
そのご家族のみがご加入できます。詳細は6ページをご確認ください。

当制度は一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会の本体事業です。

親あるときの方が一に備える

# 手をつなぐおたすけプラン

## 暮らし



障がいのある方とそのご家族、  
ご本人を支える支援者をお守りする所得補償保険です  
(団体長期障害所得補償保険)

保険期間	令和5年10月1日午後4時 から 令和6年10月1日午後4時まで1年間
加入締切	令和5年9月10日までにWEBにてお申し込みください。 ※保険期間中の中途加入も毎月受付します(毎月20日締切)。
中途加入の補償期間	加入手続きの翌月の1日 から 令和6年10月1日午後4時まで
加入方法	●「重要事項等説明書」を必ずご確認ください。 ●WEB(専用サイト)にアクセスいただき、お申し込みください。
保険料払込方法	クレジットカード決済・月払

※専用紙でのお申し込みも可能です。10ページをご確認ください。

引受保険会社

キャピタル損害保険株式会社(幹事)  
損害保険ジャパン株式会社(非幹事)



# 暮らしのおたすけプラン

## ご加入のお誘い

会員の皆さまには、平素より当法人の活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

近年、障害福祉は大きく改革され、さまざまなサービスが利用できるようになりました。しかし、障害のある本人の生活のベースは家庭であり、家族が中心になって支えています。いろいろな障害がある人も、この世に生を受けてよかったと思える人生を送り、生き甲斐のある豊かな生活を送ることが出来るように、可能な限りの手立てと支援をしていくのが私たち育成会の使命だと思えます。

そのため、障害のある本人の人としての権利を守り、どのように支援することが本人の発達、教育、労働、生活のために必要かを政策提言する活動を進めています。こうした視点から私たち育成会は多くの法律の制定や改正へ積極的に関わり、大きな役割を果たし成果をあげてきました。

現在、共生社会を目指す日本においては、今後も新たな社会の仕組みや制度、法律が作られ、改正されることが予想され、育成会はこれからも大きな役割を担っていくことが望まれています。

一方で、育成会では、親なき後の本人の暮らしが大きな課題となっていますが、障害のある本人の生活を支える親等がいる場合でもケガや病気などで働けなくなり、障害のある本人の生活もそれまでのようには出来なくなって苦しんでおられるご家庭もあります。

育成会連合会としては、社会への働きかけはもちろんのこと、障害のある本人を守り、その生活を支える家族や支援者を守るために、ケガや病気で長期に働けなくなった時の暮らしを助ける育成会の団体保険【暮らしのおたすけプラン】をおすすめいたします。

「団体長期障害所得補償」のほか、万が一被保険者が亡くなった時の「葬儀費用」や遺産分割などの協議にかかる「法律相談費用」の支援も加えた仕組みとしています。

育成会の会員と本人のための支え合いの活動として、育成会の団体保険【暮らしのおたすけプラン】にご加入いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

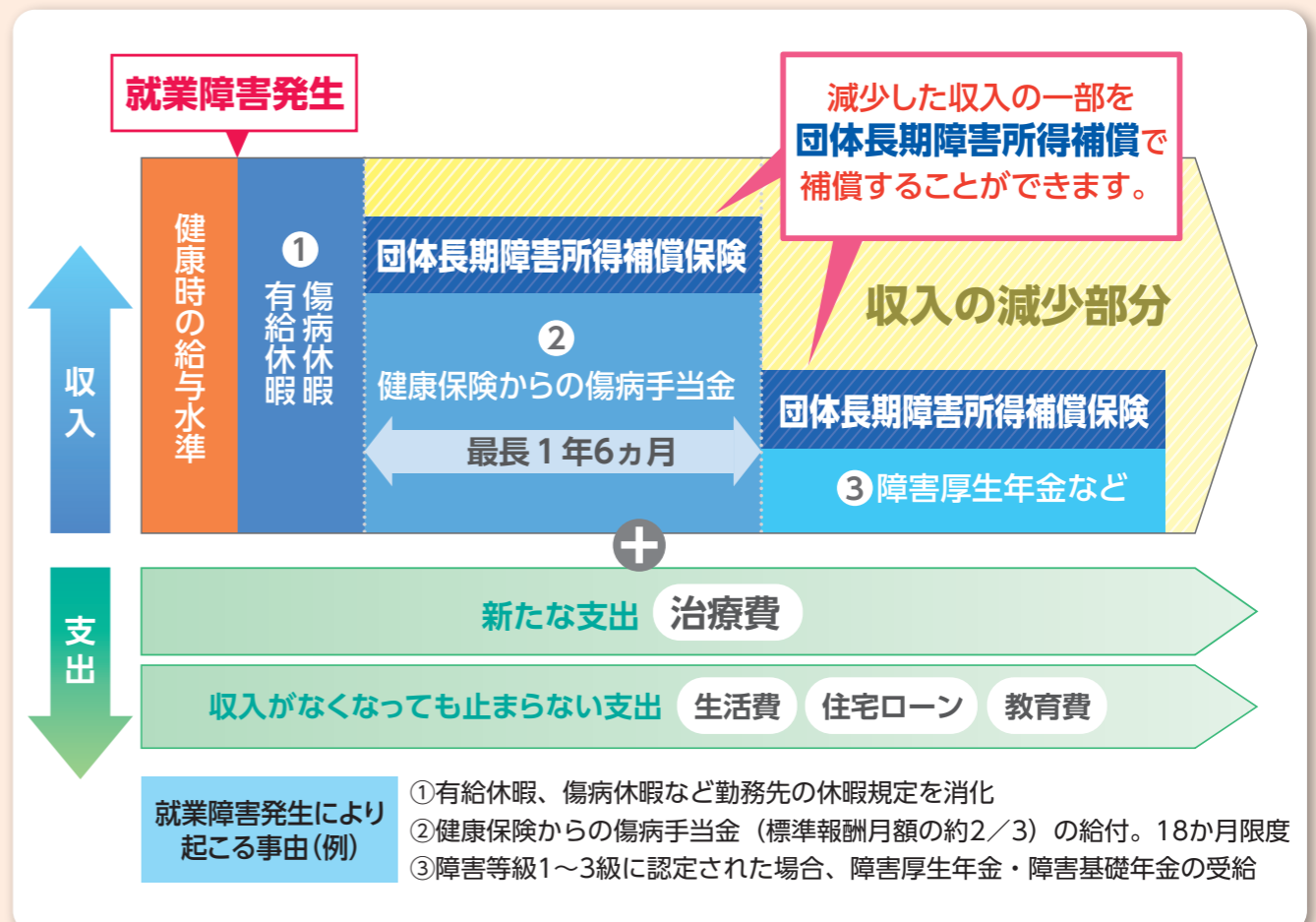
2023年7月 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会  
会長 佐々木 桃子

## 補償1 団体長期障害所得補償保険

### 被保険者(障害のある方のご家族、ご本人を支える支援者、一定の所得のある障害のある方)が病気やケガで働けなくなった時\*、収入をサポートします。

\*「就業障害」といいます。

就業障害期間が長びくと、暮らしへの負担が増していきます。公的保険やお勤め先の福利厚生制度だけでは、長期休業時の補償は、十分とは限りません。さらに、一般的な生命保険や医療保険では、長期休業時の補償はありません。



## 保険の特長

### 1 病気やケガによる就業障害をカバー

業務中、業務外を問わず、病気・ケガによる就業障害時の喪失所得の一部を補償します。

### 2 長期にわたる補償

就業障害発生時から65歳まで(A～Cプランの場合)の長期間で補償されます。

### 3 メンタル疾患も補償対象

気分障害(そう病・うつ病など)、不安障害、統合失調症など一部の精神障害による就業障害が補償対象となります。(ただし保険金の支払いは最長で2年間となります。)

POINT

### 4 一部復職※の場合も補償

一部復職した場合でも、就業に支障があり就業障害発生直前と比べて20%超の所得喪失がある場合には保険金を支払います。

例 営業職の場合

支払対象外期間中(90日間)はいかなる業務にも全く従事できない状態となりますが、対象期間が開始するとそれ以降は、営業職から離れて内勤業務(軽作業等)に変わり所得が一定額以上削減になった場合なども、支払対象となります。

※一部復職とは、業務に復帰できたものの依然として就業障害が残り、就業障害直前に従事していた業務に完全には従事できない状態をいいます。

### 5 加入に際して、医師の審査は不要

健康状態を告知することで加入できます。

※健康状態によっては、加入できない場合や引受条件を制限しての加入となることがあります。  
 ※精神の障害(発達障害、知的障害を含む)、その他告知書に記載の病気により、過去2年以内に医師の治療・投薬を受けたことがある方はご加入いただけませんのでご注意ください。

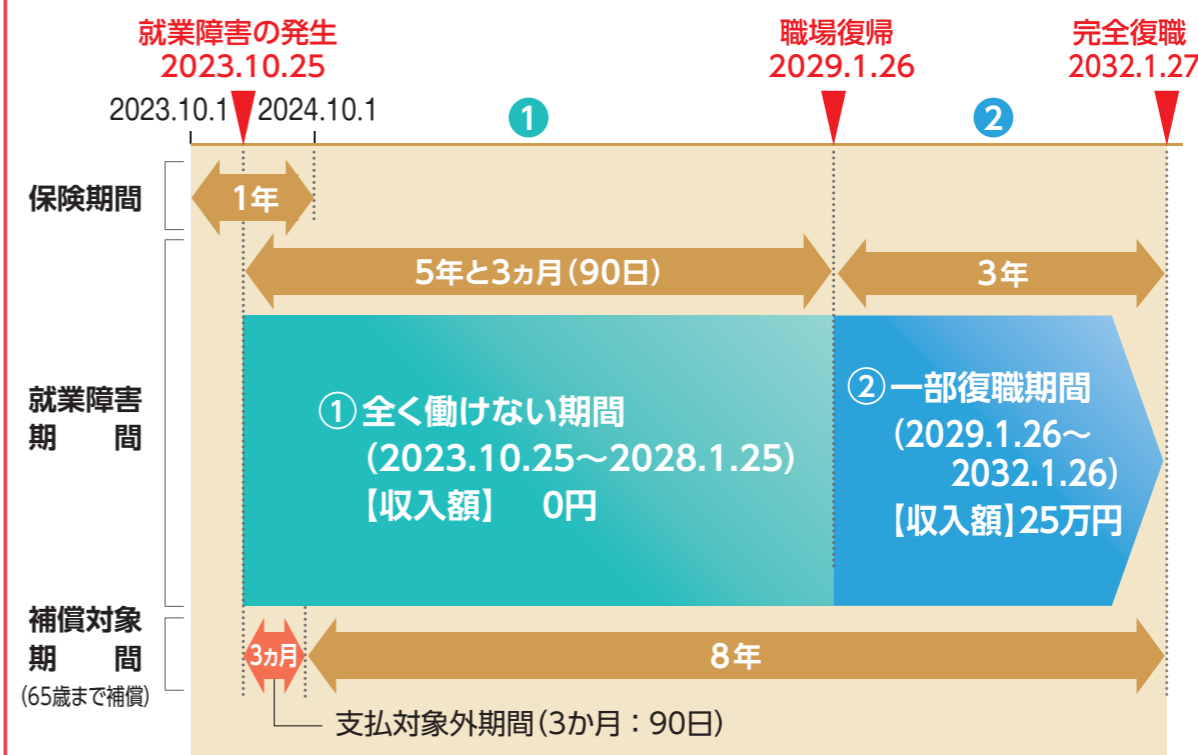
## 保険金受取事例

40歳の方(ご契約時の収入50万円/月)が、次の内容でご加入いただいた場合の保険金お受取り例は、以下のとおりです。

ご加入例

保険金額30万円\*、支払対象外期間90日、対象期間65歳まで  
 ※給与収入の60%がご加入保険金額の目安となります。

お受取例



①の期間に対して  $[30万円 \times \{(50万円 - 0円) \div 50万円\}] \times 12か月 \times 5年 = 1,800万円$

②の期間に対して  $[30万円 \times \{(50万円 - 25万円) \div 50万円\}] \times 12か月 \times 3年 = 540万円$

合計のお受取り額は

**1,800万円 + 540万円 = 2,340万円**

※お支払いの対象とならない傷病があります。詳しくは重要事項等説明書をご参照ください。

## 補償2 葬祭費用等補償特約

被保険者(障害のある方のご家族、ご本人を支える支援者、一定の所得のある障害のある方)がお亡くなりになった時、残されたご家族を守るため葬祭費用や、成年(未成年)後見人制度を利用するための各種手続費用等を補償します。



通算  
300万円  
限度

被保険者がお亡くなりになった際の以下の費用\*をお支払いします。  
\*1年以内にご家族が負担する費用。

1 ご家族が負担する葬祭費用

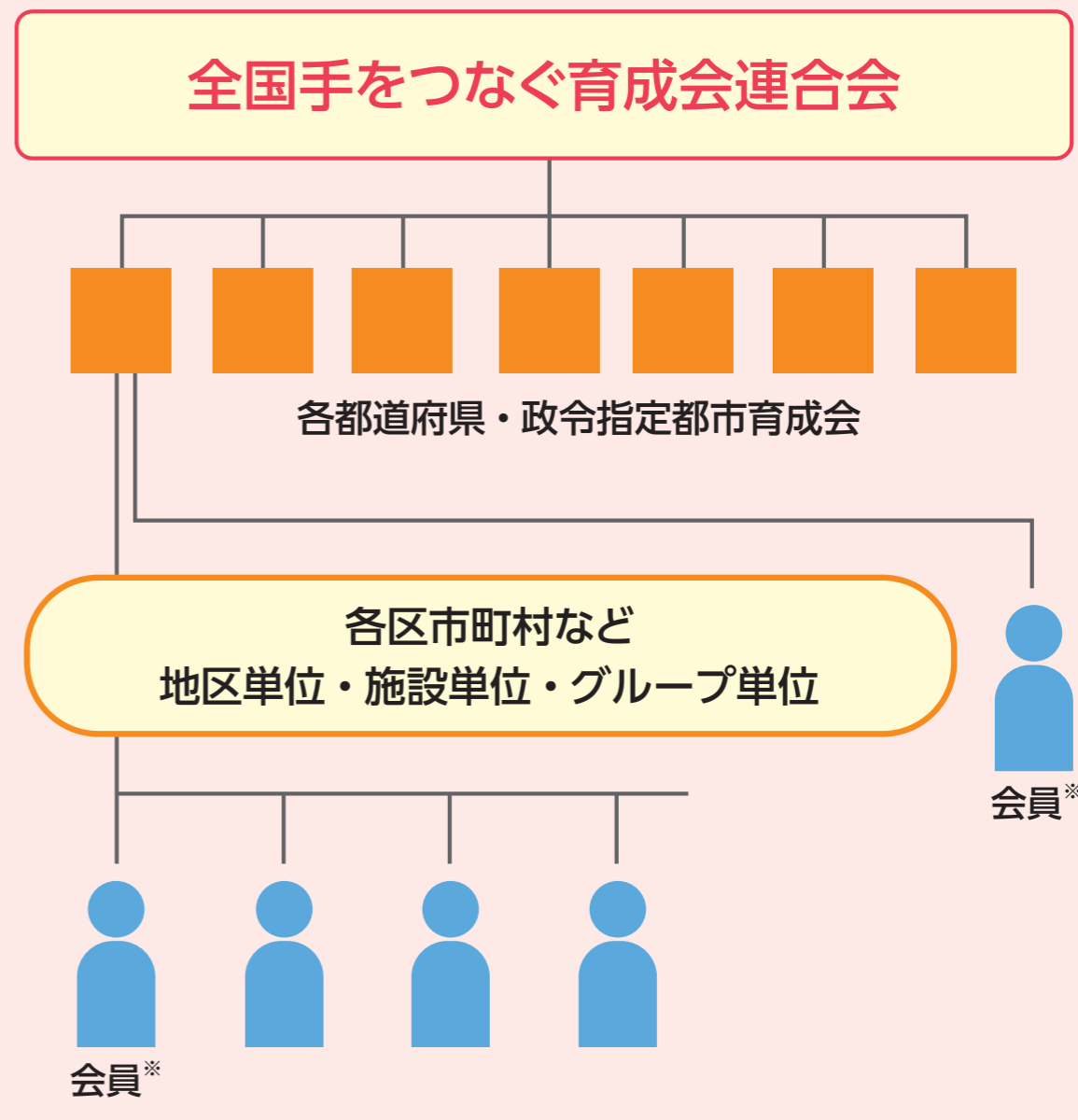
2 ご家族が成年(未成年)後見制度を利用する際に負担する各種手続費用

3 法定相続人が遺産分割の協議に関して負担する法律相談費用

## 会員の定義

本保険は各都道府県・政令指定都市育成会にある各区市町村等の育成会の構成員(全国手をつなぐ育成会連合会の正会員、およびそのご家族のうち障がい者の主たる生計を支える方)の皆様がご加入できます。

### 「会員」とは



\*各区市町村など地区、施設、学校、グループ単位の支部に登録されている会員の皆様のうち個人の方を「会員」といいます。  
\*詳細は全国手をつなぐ育成会連合会東京事務所までお問い合わせください。

# 会員の定義

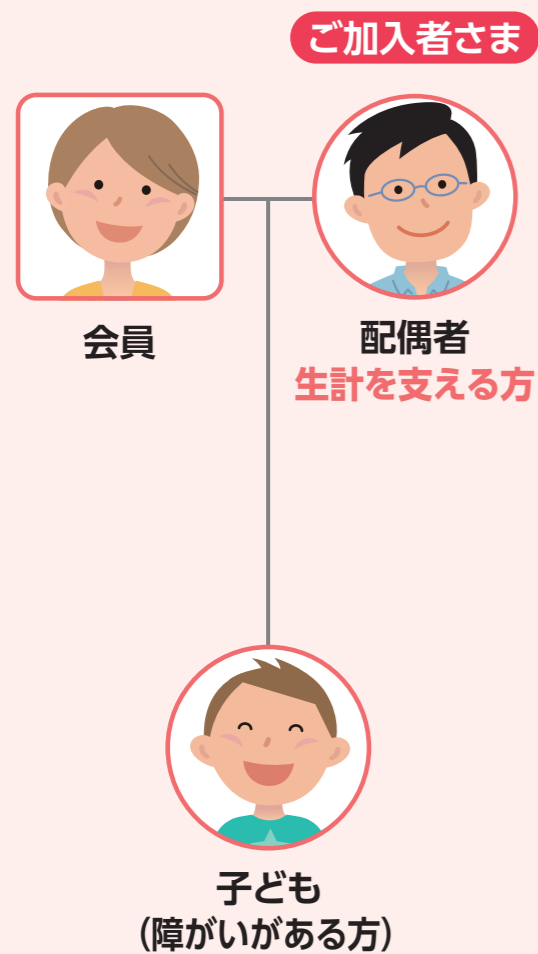
## 保険の対象となる方の例※

障がいのある方の主たる生計を支える方が会員(構成員)としての対象となります。

その他、ご加入の可否については、全国手をつなぐ育成会連合会東京事務所までお問い合わせください。

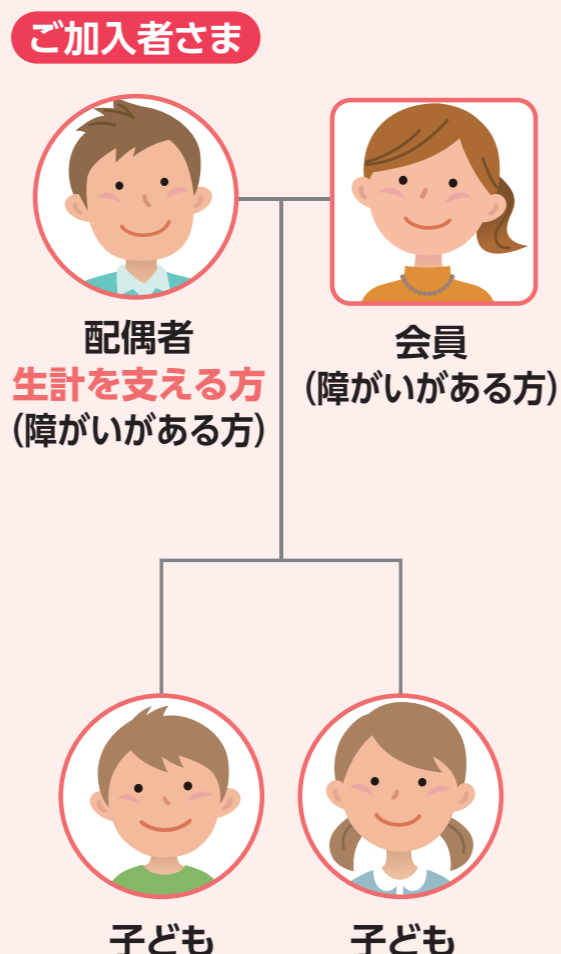
### 例1

障がいがある方の親御さまが生計を支えている場合



### 例2

障がいがある方ご本人が生計を支えている場合



※ 満15歳以上満69歳以下の勤労所得がある方に限ります。

○障害のある方ご本人が加入を希望する場合は必ず全国手をつなぐ育成会連合会東京事務所へお問い合わせください。

# 月払保険料例

## ■支払対象期間：最長満65歳まで

○支払対象外期間：90日間 ○特約：精神障害補償(2年間)、天災危険補償、葬祭費用等補償  
○団体割引10%適用

年齢区分	Aプラン		Bプラン		Cプラン	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15~24歳	1,018円	593円	1,788円	1,083円	2,558円	1,573円
25~29歳	1,052円	777円	1,842円	1,427円	2,632円	2,077円
30~34歳	1,186円	1,030円	2,056円	1,890円	2,926円	2,750円
35~39歳	1,516円	1,558円	2,616円	2,878円	3,716円	4,198円
40~44歳	2,253円	2,521円	3,883円	4,661円	5,513円	6,801円
45~49歳	3,435円	3,724円	5,855円	6,854円	8,275円	9,984円
50~54歳	5,014円	4,919円	8,374円	8,939円	11,734円	12,959円
55~59歳	6,711円	5,591円	10,791円	9,911円	14,871円	14,231円
60~64歳	8,192円	5,471円	12,082円	9,091円	15,972円	12,711円

## ■支払対象期間：10年間

○支払対象外期間：90日間 ○特約：精神障害補償(2年間)、天災危険補償、葬祭費用等補償  
○団体割引10%適用

年齢区分	Dプラン		Eプラン		Fプラン	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15~24歳	698円	363円	1,148円	623円	1,598円	883円
25~29歳	742円	487円	1,222円	847円	1,702円	1,207円
30~34歳	836円	660円	1,356円	1,150円	1,876円	1,640円
35~39歳	1,106円	1,018円	1,796円	1,798円	2,486円	2,578円
40~44歳	1,723円	1,751円	2,823円	3,121円	3,923円	4,491円
45~49歳	2,825円	2,874円	4,635円	5,154円	6,445円	7,434円
50~54歳	4,694円	4,499円	7,734円	8,099円	10,774円	11,699円
55~59歳	8,001円	7,051円	13,371円	12,831円	18,741円	18,611円
60~64歳	14,392円	11,481円	24,482円	21,111円	34,572円	30,741円

# 月払保険料例

## ■支払対象期間：最長満70歳まで

- 支払対象外期間：90日間
- 特約：精神障害補償(2年間)、天災危険補償、葬祭費用等補償
- 団体割引10%適用

年齢区分	Gプラン		Hプラン		Iプラン	
	所得補償保険金額(月額) <b>10万円</b> 葬祭費用等保険金額 <b>300万円</b>		所得補償保険金額(月額) <b>20万円</b> 葬祭費用等保険金額 <b>300万円</b>		所得補償保険金額(月額) <b>30万円</b> 葬祭費用等保険金額 <b>300万円</b>	
	月払保険料		月払保険料		月払保険料	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
65～69歳	13,088円	7,940円	19,078円	12,960円	25,068円	17,980円

※全プラン保険料について：同じ時期に募集する「手をつなぐおたすけプラン(がん・日ごろ)(引受保険会社 損害保険ジャパン)」を含めたおたすけプランシリーズの加入人数が所定の人数に達しなかった場合、団体割引が変更(保険料が引き上げ)となる場合があります。

# 加入方法

## 保険期間

令和5年10月1日午後4時から  
令和6年10月1日午後4時まで

## 加入締切

令和5年9月20日までにWEBにて申し込み  
※保険期間中の中途加入も毎月受付します(毎月20日締切)。

## 中途加入の補償期間

加入手続きの翌月の1日から  
令和6年10月1日午後4時まで

## 加入方法

- 「重要事項等説明書」を必ずご確認ください。
- WEB(専用サイト)にアクセスいただき、お申し込みください。
- 全国手をつなぐ育成会連合会ホームページ掲載の加入方法の手引き(マニュアル)を必ずご参照ください。

## 保険料払込方法

クレジットカード決済・月払

※加入依頼書兼告知書(専用用紙)・口座振替でのお申し込みも可能です。全国手をつなぐ育成会連合会へお問い合わせください。(加入依頼書兼告知書と預金口座振替依頼書にご記入の上、ご送付いただきます。)

## お申込みの手順

### 事前のご準備

全国手をつなぐ育成会連合会のホームページから、ご自身が所属する支部コードをご確認ください。

- 全国手をつなぐ育成会連合会ホームページ

<http://zen-iku.jp> 🔍 検索

### 申込みページへのアクセス

パソコンまたはスマートフォン等を使用し、全国手をつなぐ育成会連合会のホームページから、または直接下記にアクセスしてください。

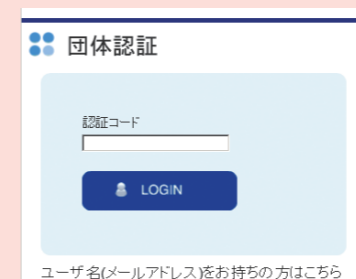
- お申込みページ

[https://glttd.my.salesforce-sites.com/Association\\_login](https://glttd.my.salesforce-sites.com/Association_login)



### ログイン

認証コード欄に、“zeniku55”を入力してログインしてください。



### メニュー画面

“新規・変更のお申込み”をクリックいただき、ユーザ登録の後、お申込み手続きにお進みください。

